

**公益財団法人岐阜県スポーツ協会緊急対策事業
子どもの運動不足解消のための運動機会創出プラン
アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)を活用した運動遊び促進事業(委託事業)
委託対象経費基準表**

*1社あたり20万円以上の物品の購入にあたっては、見積合わせ(原則2社以上)を行うこと
※本委託事業に直接必要な経費のみ委託対象となる。本事業で使用しないものは対象外とする。

科目	内容	単価基準 (上限/税込)	証憑書類 ※各団体保管
謝謝金	<p>《支払対象区分》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップアスリート(日本代表経験者、プロ・実業団チーム所属経験者) ・講師 ・助手(実技指導者含) ・運営スタッフ ・医師 ・看護師、JSPO公認アスレティックトレーナー <p>※原則として、支払いは労務の従事確認後、金融機関の振込で行うこと。 ※源泉徴収処理については所管税務署の指導に基づき行うこと。 ※謝金の支給対象は原則個人宛に限られる。 (団体宛支給は「雑役務費」に計上すること。)</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記支払対象区分に記載がない労務に対するもの ・上限額を超え、支払われたもの(対象経費は上限までとする) ・従事前に支払われたもの 	<p>@50,000／1時間</p> <p>@15,000／1時間</p> <p>@10,000／1時間</p> <p>@10,000／1日(8時間)</p> <p>@30,000／1日(8時間)</p> <p>@15,000／1日(8時間)</p>	・謝金対象者名一覧表を提出 (対象区分明記)
旅費	<p>謝金の支給対象区分に記載のある者への旅費のみ対象とする。</p> <p>※当該団体の旅費規程に基づき支払うこと。 ※旅費の支給先が、謝金と同様に団体宛の場合は、謝金を含めて「雑役務費」に計上するが、その詳細が分かる資料の添付が必要。)</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の旅費 		・旅費対象者名一覧表を提出 (謝金一覧表に合わせても良い) ・旅費算出根拠資料
備損料	<p>競技会場(附帯設備含む)・AED・会議室・感染症予防物品等 借上料、コピー代</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用目的が不明・曖昧なもの ・個人・任意団体宛に支払うもの(謝礼的に支払うもの) ・経常的に使用する施設・物品の経費(長期的な借用計画、リース等) ・事務所家賃、パソコン等の借用 	実費	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・請求書 ・領収書 ・料金表、使用明細
消耗品費	<p>競技用消耗品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビブス、マーカーコーン、ボール、競技エリア・コース等設営用品(テープ・石灰等)、参加者用飲料等 衛生消耗品 <ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒剤、石鹼、ペーパータオル、マスク、体温計等 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ACPガイドブック、コピー用紙、筆記用具等 <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用目的が不明・曖昧なもの ・備品(価格が1組10万円以上のもの)、パソコン・プロジェクター・タブレット・カメラ等の電子機器等 ・参加記念品として配布するもの ・正当な理由なく支給対象者(必要数)を超える数量分 ・事業において使い切ることが考えにくい数量分 ・事業実施前に納品されていない場合の経費 	実費	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・請求書 ・領収書 いすれも購入物品の個数や商品名が明記されている者が必要。
印刷製本費	<p>チラシ、配布資料等印刷代</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用目的が不明・曖昧なもの ・正当な理由なく支給対象者(必要数)を超える数量分 ・事業実施前に納品されていない場合の経費 	実費	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・請求書 ・領収書 いすれも購入物品の個数や商品名が明記されている者が必要。
通信運搬費	<p>郵券代・宅配料</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送付目的が不明・曖昧なもの 	実費	・領収書
会議費	<p>会議時飲料代・謝金の支給対象区分に記載のある者への事業実施当日の弁当代</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事代、アルコール類、お菓子代 ・明細が無いもの、会議の内容・実施目的が不明・曖昧なもの ・「お品代」など証憑書類の表記が曖昧なもの 	<p>飲料@150(消費税別) 弁当@1000(消費税別)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・領収書 ※商品名・単価・数量等の詳細が記載されたレシートも可とする
雑役務費	<p>委託対象経費の支払いに係る振込手数料、保険料、 業務委託費(謝金や旅費を団体へ支給する場合、感染症予防対策を業者へ依頼する場合)</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託金返納にかかる手数料 	<p>※業務委託費(謝金及び旅費を団体へ支給する場合)は諸謝金の単価基準を適用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関振込伝票 もしくは領収書 ・謝金・旅費対象者名一覧表を提出 (対象区分明記)